

琉球大学学術リポジトリ

農業センサスについて

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学農家政学部 公開日: 2011-06-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 計画局統計庁経済課 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/20848

農業センサスについて

政府（統計庁）では、4月に農業センサスを行いますのでそのあらましについて説明し皆様の参考に供したいと思います。

1、農業センサスとは？

日常ききなれない言葉ですが、農業センサスとは、農業に関する実態調査のことです。

この調査は琉球のすべての農家をもらさず調査する農業国勢調査ともいうべき大がかりな、しかも重要な農業基本調査です。この調査は10年に1回、その間、臨時に5年目に調査が行われることになっていて、政府としても大きな事業の1つです。

2、農業センサスの目的

琉球の農業は、家族中心で小規模経営のため、生産性が低く、農業に多くの住民が従事しているにもかかわらず、他の産業に比して所得が低い、したがって生活は苦しい状態にある。農業の生産性を向上させ、農家の所得を増加させ、生活を豊かにし、農業を発展させるために、政府又は市町村として、どのような方法で政策を行えばよいか、その指針となる基礎的な統計を作ることが主な目的です。基礎的な統計として例えば、農家数、農家人口、土地の種類別面積、家畜の種類別頭羽数、農機具の種類別台数、雇用労働量、農作物の収穫面積、農産物の生産高などのいわゆる量的統計と、農村の社会的構造や、農業構造の姿を理解するための質的統計を作ることがセンサスの主な目的です。それから政府はもちろんのことですが、一般や農業研究機関、その他専門家の研究のために必要な統計資料を提供することも目的の1つです。

3、農業センサスの重要性

イ、その目的からして、調査結果は、これからの琉球農業をどのような方向に進めて行くかを定める基礎的な統計資料として利用されるわけです。例えば、生産計画をどう進めていくか、農業構造をどう改善するか、

食糧対策をどう立てるか、農業に従事する人口はどの程度が適正か、農業災害をどう防ぐか、農用機械器具の普及計画や、土地改良事業などをどう進めるか、又家畜の増殖計画、造林計画などを立てるための資料として利用されるわけです。その他、経済振興計画や、国民所得の算定等の総合的施策の基礎資料としても利用されます。又市町村としてもその結果を利用して市町村の農業を総合的に判断し、農業をどのように発展させるかを定める資料としても十分利用出来ます。このように農業の基本的方向を決める資料として利用される重要な調査です。

口、又対外的にも意義ある調査で、国際連合が世界の食糧その他の農産物の流通と消費の均衡をはかり、各国の栄養状態の向上をはかるという任務を遂行する上に必要な各国の資料を整備する、という目的で各国が一斉に行なうことになっている国際的調査の一環をなすものであります。本土においては戦後1950年2月に第1回、1955年2月に第2回、1960年2月に第3回目の調査が行なわれています。琉球においては、戦後1951年2月に始めて実施されていますが、1960年センサスは、いくたの理由で時期を同じくして実施できませんでしたがおそまきながら今回その一環として実施することになったものでもあります。このように農業センサスは対外的にも重要な調査です。

4、農業センサスの沿革

琉球において戦後行なわれた農業センサスは、1951年が第1回目で、当時の琉球農林省が実施しています。今回は第2回目で計画局統計庁が行います。今日までその早期実施の要望が多方面よりなされてきましたが、先に述べたとおりいくたの理由で延々になっていましたのを今回第2回目を実施することになったわけです。

5, 調査時期と調査の方法

1964年4月1日現在の事実について、3月20日から4月20日までの間に調査が行なわれます。調査は全琉各市町村のすべての農家を調査員が一戸一戸訪問して面接調査の方法で行ないます。

実施に際し、調査員約2,200人、指導員約90人、調査票の点検員約220人を臨時に採用し、調査の内容、調査の具体的方法等について指導訓練した後各市町村に配置し、実査に当らせると共に、統計庁全職員はもちろん、政府関係者、その他市町村、関係機関を動員して全琉一斉に統一した方法で調査が行なわれます。農業センサスに要する諸経費は13万4千7百38弗です。

6, 調査の対象（農家とは？）

農家とは：

- 1、経営耕地面積が5畝歩（150坪）以上である世帯。
- 2、乳用牛一頭以上飼っている世帯。
- 3、繁殖、種付、肥育、農業用役の目的で牛（水牛を含む）又は馬を一頭以上飼っている世帯。
- 4、豚一頭以上飼っている世帯。
- 5、山羊三頭以上飼っている世帯。
- 6、成鶏、アヒル、ガチョウを30羽以上飼っているか又は三種類あわせて30羽以上飼っている世帯。
- 7、みつ峰を一群以上飼っている世帯。
- 8、過去1か年間における農業生産物の販売額が50弗以上ある世帯。

以上の各号のいづれかに該当する規模の農業を行う世帯を農家としています。従ってそのいづれかに該当する世帯は調査が行なわれることとなります。その他農業事業体や行政区の農業に関することも調査が行なわれます。

7, どんなことを調べるか。

- 1、世帯員について、なまえ、生年月日、男女の別、農業や農業以外の仕事に従事しているか、していないか、等。
- 2、土地について、経営面積、耕地の数等。

3、家畜について、牛、馬、豚、山羊、にわとり等の飼養数。

4、農業のために雇い入れた延べ人員数。

5、農用機械、器具について、その所有台数、使用状況等。

6、農産物について、稲、麦、キビ、パイン、野菜等の収穫面積や販売額等。

だいたい大まかに云って以上のようなことについて調査します。

調査票は統計庁にあつめられ、IBMという機械により集計製表が行なわれ、1964年10月に第1回、1965年1月に第2回、1965年6月にすべての結果が公表される予定です。

8, むすび

農業センサスは農業に関する実態調査であり、その結果は今後の農業政策を決定づける基礎的な資料として利用される重要な調査であります。その意味で今日まで関係機関の要望をききいれ、論議をかわし、3回の試験調査もすみ、強力に業務を推進しています。統計庁だけでは農業センサスという大事業を成功させることは不可能であり、各市町村、各関係団体を始め全住民特に農家の皆様の絶大なるご協力を得て精度の高い、利用価値のある、かおり高い統計を作成したいと思います。特に調査の結果知り得た事実は、その秘密を他人にもらしたりすることは道義的にも、又統計法上もかたく禁じられていますし、税金やその他に利用されることは絶対にありませんので、なんのねんもされずありのままを申告し正しい統計が作成出来るようご理解とご協力をお願い致します。

最後に農業センサスについて詳しくお知りになりたい方、その他統計資料の必要な方は連絡して下さい出来る限り要望にお答え致します。

(計画局統計庁経済課)

〈農業センサス標語〉

豊かな農村 生みだすセンサス
センサスで 農家も村も近代化
センサスは 伸びゆく農家の道しるべ